

1
2
3
4
5
6
7
8
9
10
11
12
13
14
15
16
17
18
19
20
21
22

初期リスク評価書

No. ○○ (初期)

1, 2-ジブロモエタン (1,2-Dibromoethane)

目次

本文	1
別添 1 有害性総合評価表	○
別添 2 有害性評価書	○
別添 3 ばく露作業報告集計表	○○
別添 4 測定分析法	○○

2010年 月

厚生労働省

化学物質のリスク評価検討会

1 1 物理的性状等

2 (1) 化学物質の基本情報

3 名 称： 1,2-ジブロモエタン

4 別 名： 二臭化エチレン、エチレンジブロミド、EDB

5 化 学 式： $C_2H_4Br_2$

6 分 子 量： 187.9

7 CAS 番号： 106-93-4

8 労働安全衛生法施行令別表 9 (名称を通知すべき有害物) 第 279 号

9

10 (2) 物理的・化学的性状

外観： 特徴的な臭気のある、無色の 溶解性 (水)： $0.34 \text{ g}/100 \text{ ml}$ (20°C)
液体

比重 (水=1)： 2.2

オクターブ/水分配係数 $\log Pow$: 1.93

沸 点： 131°C

換算係数：

$1 \text{ mg}/\text{m}^3 = 0.13 \text{ ppm}$ (25°C)

蒸気圧： 1.5 kPa (20°C)

$1 \text{ ppm} = 7.69 \text{ mg}/\text{m}^3$ (25°C)

蒸気密度 (空気=1)： 6.5

融 点： 10°C

11

12 (3) 生産・輸入量、使用量、用途

13 製造・輸入量： $10^3 \sim 10^4$ トン (2004 年)²⁾

14 (官報公示整理番号 2-59、 α , ω -ジブロモアルカン ($C = 2 \sim 4$)
15 として)

16 用 途： ガソリンのアンチノック剤、土壌および農作物の殺菌剤

17

18 2 有害性評価 (詳細を別添 1、別添 2 に添付)

19 (1) 発がん性

20 ○発がん性： ヒトに対しておそらく発がん性がある

21 根拠： IARC 2A (参考： EU 2)

22 ○閾値の有無の判断： 閾値なし

23 根拠： ほとんどの *in vitro* 遺伝毒性試験及び、多種の *in vivo* 遺伝毒性試験に
24 おいて変異原性が確認されている。

25 ○ユニットリスクを用いたリスクレベルの算出

26 $RL(10^{-4}) = 2 \times 10^{-1} \mu\text{g}/\text{m}^3$

27 $UR = 6 \times 10^{-4} (\mu\text{g}/\text{m}^3)^{-1}$

28 根拠： EPA IRIS では、当該物質による吸入ばく露による過剰発がんのユニ
29 ャットリスクを $UR = 6 \times 10^{-4} (\mu\text{g}/\text{m}^3)^{-1}$ としている。(データの算出根
30 拠： US-NTP の吸入試験、ラット雌による)

31

1 (1) 有害物ばく露作業報告の提出状況（詳細を別添3に添付）

2 平成20年における1,2-ジブロモエタンの有害物ばく露作業報告は、合計1事業
3 場から、1作業についてなされ、作業従事労働者数の合計は3人（延べ）であった。

4 また、対象物質の取扱量の合計は1トン（延べ）であった。

5 主な用途と作業は、計量、配合、注入、投入又は小分けの作業であった。

6 1作業は、作業時間が20時間／月以下の作業であり、局所排気装置の設置がな
7 されており、防毒マスクの着用がなされている作業であった。

8
9 (2) ばく露実態調査結果

10 有害物ばく露作業報告のあった1,2-ジブロモエタンを製造し、又は取り扱ってい
11 る事業場をばく露実態調査対象事業場とした。

12 対象事業場においては、作業実態の聞き取り調査を行うとともに、以下の測定分
13 析法により対象作業に従事する労働者の個人ばく露測定を行うとともに、対象作業
14 についてスポット測定を実施した。

15 また、個人ばく露測定結果については、同ガイドラインに基づき、8時間加重平
16 均濃度（8時間TWA）を算定した。

17
18 ○ 測定分析法（詳細な測定分析法は別添4に添付）

- 19 ・ 個人ばく露測定：有機ガスモニターで捕集
- 20 ・ 作業環境測定：固体捕集管に携帯型ポンプを接続して捕集
- 21 ・ スポット測定：同上
- 22 ・ 分析法：ガスクロマトグラフ法

23 ○ 測定結果

24 ばく露実態調査は、有害物ばく露作業報告のあった1事業場の特定の作業に従
25 事する2人の労働者に対する個人ばく露測定（※）を行うとともに、1地点につ
26 いてスポット測定を実施した。

27 1,2-ジブロモエタンの用途は「他の製剤等の製造を目的とした原料としての使
28 用」であり、また、作業は「計量、配合、注入、投入又は小分けの作業」であっ
29 た。

30 労働者2人の個人ばく露測定結果、8時間TWAの幾何平均値は0.037ppm、最大
31 値は0.089ppm（ドラム缶から1,2-ジブロモエタンを反応槽へポンプで仕込む作業）
32 であり、二次評価値を超えている。

33 また、スポット測定の最大値は1.17ppmと二次評価値を上回った。当該作業場
34 においては、局所排気装置が設置されており、呼吸用保護具として防毒マスクを使
35 用している。

36 ※：個人ばく露測定については、呼吸域でのばく露条件下でのサンプリングで
37 ある。

1 4 リスクの判定及び今後の対応

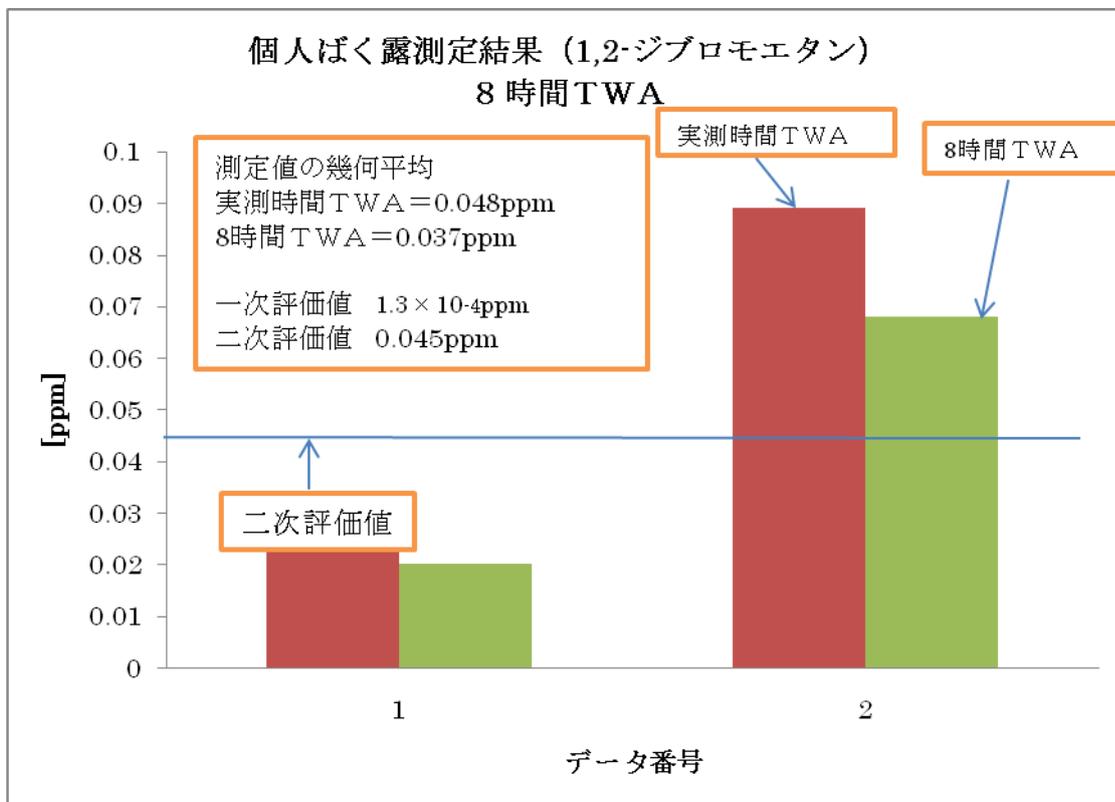
2 1,2-ジブプロモエタンについては、個人ばく露測定では労働者2人のうち、1人が二
3 次評価値超えであった。

4 以上から、1,2-ジブプロモエタンについては、8時間TWAの最大値が二次評価値を超
5 えており、今後、さらに詳細なリスク評価が必要である。

6 ただし、二次評価値を超えた作業は、1事業場1作業のみであることから、事業場
7 に固有のものか、作業工程に共通した問題かを分析する必要がある。

8 また、詳細なリスク評価の実施に関わらず、事業者は自主的なリスク管理を行うこ
9 とが必要と考える。

10
11



12
13

用途	個人ばく露測定結果、ppm				スポット測定結果、ppm			作業環境測定結果(A測定準拠)、ppm				
	対象事業場数	測定数	平均(※1)	8時間TWAの平均(※2)	最大値(※3)	単位作業場数	平均(※4)	最大値(※3)	単位作業場数	平均(※5)	標準偏差	最大値(※3)
1,2-ジブプロモエタン												
2.他の製剤等の製造を目的とした原料としての使用	1	2	0.048	0.037	0.089	1	0.707	1.170				
計	1	2	0.048	0.037	0.089	1	0.707	1.170				

集計上の注: 定量下限未満の値及びこの測定値は測定時の採気量(測定時間×流速)により有効桁数が異なるが集計にはこの値を用いて小数点以下4桁で処理した
 ※1:測定値の幾何平均値
 ※2:8時間TWAの幾何平均値
 ※3:測定値の最大値を表す
 ※4:短時間作業を作業時間を通じて測定した値の単位作業場ごとの幾何平均を代表値とし、その平均
 ※5:単位作業ごとの幾何平均を代表値とし、その平均

14